

岩国市告示第 75 号

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 3 条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域を指定したので、同法第 6 条の規定により告示し、次により閲覧に供する。

平成 23 年 4 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 閲覧場所

岩国市環境部環境保全課 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

---

岩国市告示第 96 号

平成 23 年 4 月 1 日付け岩国市告示第 75 号において指定した工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域の一部を変更したので、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 6 条の規定により告示し、次により一般の縦覧に供する。

平成 27 年 5 月 1 日

岩国市長 福 田 良 彦

1 閲覧場所

岩国市環境部環境保全課 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号